

令和5年5月31日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校

校長 山田 敏博

熱中症事故の防止に向けた対応について

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本校におきましては、熱中症事故の防止に向けた対応として、下記のとおり取り組みます。

保護者のみなさまにおかれましては、本趣旨をご賢察のうえ、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) 「黒球式熱中症指数計」により運動を行う箇所の暑さ指数を測定し、31℃以上となった場合は、計測場所（「屋外」か「屋内」で区別）での体育の授業、運動部活動、夏季休業中の水泳指導等の運動を伴う活動を中止する。
- (2) 暑さ指数は 28℃以上で「厳重警戒」、31℃以上で「運動は中止」となることから、暑さ指数が 31℃未満であっても、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避け、運動を行う際はこまめな休憩や、水分等の補給を行うなど、十分な配慮のもと、必ず教員等が見守る中で活動を行う。
- (3) 運動を伴う活動に限らず、校外学習等屋外における活動を行う際は、必要に応じて日程や行程などの計画変更を行う。

水泳指導

- (1) 暑さ指数が 31℃未満であっても、水温 33℃以上の場合は活動を中止する。
『水温が中性水温（33℃～34℃）より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため。
〈出典〉平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」3.熱中症予防のための留意点』
- (2) 暑さ指数の値に関わらず、状況に応じ、以下の例のような対応を工夫すること。
(例) こまめに休憩をとるとともに、水分等を補給できるようプールサイドに水筒を置く、プールの水温が上がらないよう給水等を行う等

部活動

- (1) 部活動中においても、学校体制を整え、適切に対応すること。
- (2) 暑さ指数が 31℃ 「運動は中止」に達した時点で、計測場所（「屋外」か「屋内」で区別）での運動部活動を中止する。
- (3) 暑さ指数が 28℃ 「厳重警戒」に達した時点で、運動部活動を行う場合は、下記の点を必ず実行する。
 - ① 顧問が必ず活動を見守る。
 - ② 活動を30分以上の継続はしない。（頻繁に休憩をとる）
 - ③ こまめに水分・塩分の補給をする。
 - ④ 練習時間は2時間以内とする。
- (4) 公式戦等については、主催団体等の判断に基づき対応する。
- (5) 文化部等の屋内で活動する部活動については、学校の状況に応じて判断する。
- (6) 中止の判断後に生徒を帰宅させる場合には、帰宅後に外出を控える等の指導もあわせて行うこと。